

(別紙)

答 申

(諮問第48号)

個人情報保護審査会の結論

本件異議申立ての対象となった保有個人情報の開示請求について北九州市長（以下「実施機関」という。）が一部開示とした決定のうち、別紙開示請求目録記載2及び4から15までに係る部分については、異議申立てが不適法であり、その余の部分については、実施機関の決定は妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成26年10月10日、北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して別紙開示請求目録記載の保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、平成26年10月24日付けで本件保有個人情報の一部を開示する旨の決定（平成26年10月24日付け北九総総文第113号。以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、当該保有個人情報一部開示決定通知書を平成26年11月4日に受領した。
- 3 異議申立人は、平成27年1月5日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成27年2月27日、本件処分のうち、別紙開示請求目録記載2及び4から15までに係る部分を取り消し、当該部分について、その一部を開示する旨の決定（平成27年2月27日付け北九総総文第175号。以下「本件再処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、当該保有個人情報一部開示決定通知書を平成27年3月4日に受領した。
- 5 なお、異議申立人は、本件再処分を不服とした異議申立ては行っていない。

第2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第3 事案の概要及び争点

1 事案の概要

(1) 本件保有個人情報の概要

本件請求に係る対象文書を保有する実施機関の所管課は、総務企画局総務部文書課（以下「文書課」という。）であり、紛争解決の法的アドバイスを受けるため、北九州市の顧問弁護士（3人に委嘱している。以下「弁護士」という。）との法律相談業務を所管している。

本件請求は、法律相談を行った教育委員会事務局（以下「教育委員会」という。）が作成し、文書課が教育委員会から取得した文書に係るものである。本件請求の内容は、教育委員会が〇〇〇学校施設開放事業に対する苦情、要望への対応に関し、弁護士に法律相談した内容に係る情報が主要な部分を占める。

(2) 本件処分の概要

ア 別紙開示請求目録記載1、3及び20の請求について

(ア) 別紙開示請求目録記載1、3及び20の請求に対し、実施機関が特定した文書（以下「本件対象文書」という。）は、実施機関が保有する別表1記載の顧問弁護士法律相談関係文書とその添付資料等である。

(イ) このうち、不開示とした本件保有個人情報（以下「本件不開示情報」という。）は、別表2のとおりである。

本件不開示情報には、条例第18条第2号に該当することを理由とする部分（以下「第2号部分」という。）及び同条第7号に該当することを理由とする部分（以下「第7号部分」という。）がある。

イ 別紙開示請求目録記載2及び4から15までの請求について

別紙開示請求目録記載2及び4から15までの請求に対し、実施機関は、条例第21条第1項の規定により保有個人情報の存否を明らかにせず、本件開示請求を拒否している（以下、当該部分を「存否応答拒否部分」という。）。そのため、本件対象文書として特定されたものはない。

ウ 別紙開示請求目録記載16から19までの請求について

別紙開示請求目録記載16から19までの請求に対し、実施機関は対象となる文書は存在しない旨決定している（以下、当該部分を「不存在部分」という。）。なお、それについて、異議申立人は争っていない。

2 争点

異議申立人からの異議申立書及び意見書並びに実施機関からの理由説明書等によれば、本件の争点は、本件処分のうち、以下の(1)(2)に係る一部開示決定の妥当性と認められる。

- (1) 第2号部分のうち、平成23年3月30日に教育委員会職員が民間人3名以上と「本異議申立人の個人情報及びプライバシー情報であって公務員の職務上の秘密情報」に関して協議又は会話した行為に関する情報（以下「不開示情報1」という。）
- (2) 第7号部分に係る情報（以下「不開示情報2」という。）

第4 異議申立人及び実施機関の主張要旨

異議申立人及び実施機関の主張は、異議申立書、理由説明書、意見書等の内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 異議申立人の主張

(1) 不開示情報1について

公務員による秘密漏えいという違法行為を含む事案の真相を解明するために必要不可欠な情報であり、開示する必要性及び公益性が極めて大きい情報であるから、条例第18条第2号に該当しない。

(2) 不開示情報2について

平成23年3月頃に2名の特別職公務員（顧問弁護士）が行った違法行為と、これに起因して行われた教育委員会職員及び文書課職員らの平成23年4月以降現在までの違法行為を含む事案の真相を解明するために必要不可欠な情報であり、開示する必要性及び公益性が極めて大きい情報であるから、条例第18条第7号に該当しない。

2 実施機関の主張

(1) 不開示情報1について

ア 不開示情報1は、開示請求者以外の個人の氏名であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、条例第18条第2号本文に該当し、また、同号ただし書きのアからウまでのいずれにも該当しない。

このことは、北九州市個人情報保護審査会答申（以下「答申」という。）

第43号で既に認められている。

イ 異議申立人が主張する市職員の秘密漏えい行為は認められない。

(2) 不開示情報2について

ア 不開示情報2は、弁護士との相談結果に関する情報であり、開示することにより、弁護士相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第18条第7号の不開示情報に該当する。

このことは、答申第32号及び答申第43号で既に認められている。

イ 異議申立人が主張する市職員の違法行為は認められない。

第5 個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）の判断

当審査会は、異議申立ての対象となった保有個人情報並びに異議申立人及び実

施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 争点に対する判断

(1) 条例第18条第2号該当性（以下「第2号該当性」という。）

条例第18条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報の不開示情報としての要件を規定する。不開示情報1の第2号該当性について当審査会が対象文書を見分したところ、そこに記録されている情報は明らかに開示請求者である異議申立人以外の特定個人を識別できる情報であって条例第18条第2号本文に該当し、また同号ただし書のアからウまでに該当しないと認められるので、本件処分については妥当であると判断する。

なお、異議申立人は、市職員に秘密漏えい行為があり、それを前提に、開示する必要性及び公益性が極めて大きい情報であるから、不開示情報1は条例第18条第2号に該当しないと主張しているが、当審査会には当該事実の存否及びその違法性を認定するに足る調査権限はないので、本争点につき上記以上に判断をすることはできない。

(2) 条例第18条第7号該当性（以下「第7号該当性」という。）

当審査会は、本件法律相談結果情報の第7号該当性については、既に答申第32号において、これら本件不開示情報と同一の法律相談結果情報について、争訟に関して手の内情報の状態にあること、及び弁護士との法律相談制度の趣旨を損なうことになることを認め、それぞれ条例第18条第7号イの「争訟に係る事務に関し、市（中略）の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」及び同号柱書の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当するとして、実施機関が行った一部開示決定を妥当と判断したところである。

そして、答申第32号を行って以後何ら特別の事情の変化も認められないので、本件処分は妥当であると判断する。

なお、異議申立人は、市職員に違法行為があり、それを前提に、開示する必要性及び公益性が極めて大きい情報であるから、不開示情報2は条例第18条第7号に該当しないと主張しているが、当審査会には当該事実の存否及びその違法性を認定するに足る調査権限はないので、本争点につき上記以上に判断をすることはできない。

2 存否応答拒否部分について

存否応答拒否部分については、既に本件再処分と同時に取り消されているため、申立ての利益がないものと判断する。

3 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が一部開示とした本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市個人情報保護審査会

会 長	河 原 一 雅
委 員	原 田 美 穂
委 員	櫻 井 弘 晃
委 員	日 高 京 子
委 員	松 木 摩 耶 子

別表1

番号	対象文書	枚数
文書1	顧問弁護士法律相談結果報告書	1枚
文書2	顧問弁護士法律相談依頼書及び添付資料	21枚
文書3	文書課との協議議事録と協議資料	7枚
文書4	教育長協議の資料一式	17枚
文書5	学校支援チーム弁護士相談資料	5枚

別表2

番号	不開示情報
文書1	「弁護士法律相談結果報告書」のうち相談結果に関する情報
文書2	「弁護士法律相談依頼書」及び添付資料のうち、相談結果のメモに関する情報、2枚目から8枚目までの添付資料に記載する開示請求者以外の個人の行動に関する情報
文書3	文書課との協議議事録と協議資料のうち、相談結果に関する情報、運営協議会出席者の個人名等に関する情報、2枚目から5枚目までのメモ別添に記載する相談結果に関する情報、6枚目と7枚目の対応記録に記載する開示請求者以外の個人名に関する情報
文書4	教育長協議資料一式のうち、4枚目の相談結果の概要に記載する相談結果に関する情報、7枚目から15枚目まで(9枚目を除く。)の電話記録に記載する開示請求者以外の個人名とその行動に関する情報
文書5	学校支援チーム弁護士相談資料のうち、1枚目及び2枚目に記載する相談結果に関する情報、3枚目に記載する開示請求者以外の個人名に関する情報、5枚目に記載する開示請求者以外の個人の行動に関する情報

開示請求目録

- 1 当該苦情に係る騒音等に関し、市職員らと顧問弁護士との間で行われた法律相談（以下「本件弁護士相談」という。）において、率直な意見の交換の内容が分かる一切の情報又は文書
- 2 上記1の本件弁護士相談に関する情報又は文書であって、本件事案の真相解明に役立つ、一切の情報又は文書
- 3 本件弁護士相談に関する文書で、相互間で率直な意見交換を行ったことがわかる情報又は文書
- 4 本件弁護士相談に関する情報又は文書であって、「電話、面談、書簡等の拒否→内容証明・配達証明郵便→仮処分申請→裁判手続」という対処方針（以下「本件対処方針」という。）の全部又は一部が示されている、一切の情報又は文書
- 5 上記4に関する本件対処方針の全部又は一部に関する文書であって、本件事案の真相解明に役立つ、一切の情報又は文書
- 6 上記4に関する本件対処方針の全部又は一部を顧問弁護士が市職員らに対し提示又は開陳したことが分かる、一切の情報又は文書
- 7 本件弁護士相談に関する情報又は文書であって、次の本件7つの理由の全部又は一部が示されている、一切の情報又は文書
 - ア ○○○の学校運営や学校施設開放事業、目的外許可の使用形態は、通常の利用の範囲内で起こり得るかつ昼間帯の音である。
 - イ 教委は、これまでできる限りの対応をしてきた。
 - ウ 学校周辺住民らからの要求は一切なく、一個人の受忍の問題である。
 - エ 学校は騒音防止法に定める騒音発生施設ではない。
 - オ 一個人のために経費の高い防音壁を設置することは、他の学校への影響や周辺住民からの反発を招く。
 - カ 本件請求者は、○○○開設後の○○年に居住し始めている。
 - キ 昨今の電話等は執拗かつ尋常ではなく、十分業務妨害に当たる可能性がある。
- 8 上記7に関する本件7つの理由の全部又は一部に関する情報又は文書であって、本件事案の真相解明に役立つ、一切の情報又は文書
- 9 上記7に関する本件7つの理由の全部又は一部を、顧問弁護士が市職員らに対し

提示又は開陳したことが分かる、一切の情報又は文書

- 10 本件弁護士相談に関する情報又は文書であって、「騒音の問題に関する一般的な法的知識の内容」(受忍限度もしくは違法性に関する判例、法令若しくは学説の内容又は騒音計による測定数値と受忍限度)が示されている、一切の情報又は文書
- 11 上記10に関する情報又は文書であって、本件事案の真相解明に役立つ、一切の情報又は文書
- 12 上記10に関する情報又は文書であって、顧問弁護士が市職員らに対し提示又は開陳したことが分かる、一切の情報又は文書
- 13 本件弁護士相談に関する情報又は文書であって、「本請求者側からの苦情の電話等の日時及び内容の記録、上記電話等の回数若しくは累計の計算、又はそれらに関する、顧問弁護士からの意見、助言若しくは一般的知識の内容」が示されている、一切の情報又は文書
- 14 上記13に関する一切の情報又は文書であって、本件事案の真相解明に役立つ、一切の情報又は文書
- 15 上記13に関する一切の情報又は文書であって、顧問弁護士が市職員らに対し提示又は開陳したことが分かる、一切の情報又は文書
- 16 本件請求者が行った苦情に関し、次の内容が示されている一切の情報又は文書
 - ア 教育委員会と民間人との間で協議すること
 - イ 当該協議における議題の内容
 - ウ 平成23年3月30日に関連○学校にて市職員と利用団体側と協議した内容
- 17 上記16に関する文書であって、本件事案の真相解明に役立つ、一切の情報又は文書
- 18 上記16の内容を、顧問弁護士が、市職員らに対し提示又は開陳したことが分かる一切の情報又は文書
- 19 平成23年3月30日の協議の前後に、利用団体の民間人が、当該協議の内容に関して守秘義務を課されたことが分かる、一切の文書
- 20 平成23年3月1日から平成26年9月26日までの期間中に、市側が顧問弁護士に相談したこと又はその内容を含む文書であって、文書1～8を含む一切の文書